

## 中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金事業（概要）

コロナ禍における、原油・原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰の影響を受けている市内に事業所を有する中小企業者及び小規模事業者（個人事業者及び農業者を含む）の中で、特に影響が大きい業種を営む市内事業者に対し支援金を支給します。

### 【支給要件】【以下(1)～(3)のすべてに該当するもの】

- (1) 令和4年10月1日時点において、中間市内で1年以上事業を継続している中小企業者及び小規模事業者であり、申請する日時点で今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 1事業所（店舗）における主たる事業が次のいずれかであること。  
【農業（認定農業者に限る）、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、飲食サービス業、洗濯・理容・美容業・浴場業、廃棄物処理業】  
※詳しくは別添の『対象業種一覧』を参照のこと。
- (3) 売上げ又は粗利益について、令和3年9月～令和4年8月のいずれかの月の額が、平成31年以後の任意の年の同月の額と比較して15%以上減少していること。

### 【支給額】

一律 15万円

※支給は1事業所（店舗）当たり1回限りとなります。

### 【申請方法及び支給方法】

- (1) 申請書類：
  - ① 中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金申請書兼請求書
  - ② 中間市原油価格・物価高騰緊急対策支援金申請に係る誓約書兼同意書
  - ③ 売上確認書類（(a)(b)両方とも必要）
    - (a)令和3年9月から令和4年8月までの売上げ又は粗利益が15%以上減少した対象月の（売上げ又は粗利益の）金額が分かる書類  
（確定申告書の写し、売上帳簿の写し等）
    - (b)平成31年1月以後の売上げ又は粗利益が15%以上減少した基準月の（売上げ又は粗利益の）金額が分かる書類  
（確定申告書の写し、売上帳簿の写し等）
  - ④ 振込先金融機関の通帳の写しその他振込先が分かる書類
  - ⑤ 事業開始年月と中間市内に事業所を有することが確認できる書類  
（履歴事項全部証明書の写し、個人事業開業届出書の写し等）
  - ⑥ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請方法：中間市役所産業振興課へ郵送  
（※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送のみの申請）

(3) 支給方法：口座振込

**【申請書配布場所】**

- (1) 市のホームページよりダウンロード
- (2) 中間市役所産業振興課及び中間商工会議所で配布

**【申請期間】**

令和4年10月3日（月曜日）から令和4年12月28日（水曜日）まで(当日消印有効)

**【申請先】**

〒809-8051 中間市中間一丁目1番1号  
中間市産業振興課「原油価格・物価高騰緊急対策支援金」担当  
☎093-246-6235